

熊本の食 EC 販路拡大緊急支援事業費補助金 公募要領

1 事業の概要

熊本県は、豊富な農林畜水産物が存在し、農業産出額、生産所得額、6次産業関連販売金額は全国トップクラスです。

しかしながら、県外から見た「食」のイメージが低く、県産品の更なる消費拡大に向けて認知度向上が課題となっています。また、長引く物価高騰の影響を受け、県内の食関連事業者は経営環境に影響が及んでいます。

本事業では、今後も市場規模が拡大する EC 市場における県内事業者の販路開拓の取組みを支援し、県産品の認知度向上と販路拡大、ひいては県内事業者の収益改善を図ることを目的とします。

2 補助対象事業者及び補助率

- (1) 補助対象事業者 民間事業者（※共同申請可）
- (2) 補助率 定額（上限 30,000 千円／1 者）

3 補助対象事業

- (1) 県内事業者の EC 市場での販路拡大に向けた個別伴走支援（※1）に要する経費
（※1 具体的例）

専門家による対象事業者の現状分析、改善内容の検討、商品ブランディング、販売戦略 等

【対象要件】

- ・ 県や県内農・商工団体等（以下「県等」という。）が実施する商品コンテストなどにおいて入賞した県内事業者又は県産品の販路拡大を目的とした展示会もしくは商談会（※2）に県等の支援のもと出展した県内事業者を中心に最低 10 事業者を選定し、個別伴走支援を実施すること（対象期間の指定はない）。

（※2 具体的例）

取組	実施主体
くまもと県南フードグランプリ	くまもと県南フードバレー推進協議会
熊本県農産物加工食品コンクール	熊本県農産物加工推進協議会
くまもとグッドプロダクト賞	熊本県商工会連合会
優良新商品表彰事業	（一社）熊本県物産振興協会
くまもとモン×○○ジャック	熊本県・株くまもとDMC
スーパーマーケットトレードショー	（一社）全国スーパーマーケット協会

- ・ 支援対象事業者の選定にあたっては、事業者の所在エリア（県央、県北、県南、天草等）のバランスやジャンル（農産物、酒、加工品等）を考慮すること。
- ・ 支援する事業者毎に、個別のヒアリングを実施したうえで、EC市場での販路拡大に関する目標値（KPI）を設定し、目標達成に向けた効果的な伴走支援をすること。

(2) 県が実施する県産品の販路拡大のイベントと連動したECサイトでの「熊本県WEB物産展（以下、WEB物産展）」の実施に要する経費

（具体的例）

「くまもとモン×〇〇ジャック」イベント期間において、「くまもとモン×〇〇ジャック」出展事業者の商品と、(1)の支援対象事業者の商品が購入できる「WEB物産展」を実施。

（参考：R8年度の「くまもとモン×〇〇ジャック」イベント開催予定時期）

R8. 10月 福岡天神

R8. 11月 大阪梅田

R9. 1月 東京銀座

- ・ 「WEB物産展」については、目標値（KPI）を設定し、県産品の認知度向上、販路拡大につながるよう最大限効果的な仕組みとすること（開設するECサイト、「WEB物産展」の開催時期や開催期間の指定はない）。
- ・ (1)の支援対象事業者の「WEB物産展」への出展は必須とし、(1)の支援対象事業者以外の事業者の「WEB物産展」への出展も積極的に行うこと（出展事業者数の指定はない）。
- ・ 「WEB物産展」の実施にあたっては、県や民間企業が運営する既存の県産品のECサイト（※3）の認知度向上、売り上げ増加等にもつながるような効果的な誘導を行うこと。
（※3 具体的例）
「くまもと県南ふうーど市場（くまもと県南フードバレー推進協議会運営）」
「くまもんのふるさとよかもんショップ（（一社）熊本県物産振興協会運営）」等

(3) (1), (2)の事業効果検証（※4）の実施および支援対象事業者への成果や課題等のフィードバックに要する経費

（※4 具体的例）

売上、購入者属性、レビュー分析 等

4 補助対象経費に掛かる留意事項

(1) 補助対象経費

補助対象となる経費は、次のア～ウの条件をすべて満たすものとなります。

- ア. 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- イ. 補助対象期間中に契約・支払が完了した経費
- ウ. 証拠資料等によって支払金額及びその内訳が確認できる経費

(2) 対象外となる経費について

- ・国、都道府県及び市町村等が実施する補助金、委託費等を受給する事業と内容が重複するもの。
- ・交付決定前に発生した経費及び令和9年3月31日以降に支払いが完了した経費
- ・事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱費や電話代等
- ・補助金応募書類、実績書類の作成、送付、手続きに係る費用
- ・施設整備等に係る経費（施設等の設置又は改修に必要な経費、土地、建物等を取得するための経費）
- ・汎用性があり、目的外使用になり得るものの取得費用等（パソコン、プリンター、タブレット端末、ウェアラブル端末、家庭及び一般事務用ソフトウェア等）
- ・経費の支払い時に発生する振込手数料、代引き手数料
- ・消費税及び地方消費税
- ・飲食、奢侈、娯楽、接待の費用（ホテル宿泊時の食事含む）
- ・本事業に使用したものとして明確に区別できない経費
- ・その他、本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

5 応募方法

(1) 提出書類（以下の書類を6部、郵送または持参にて提出してください）

- ・補助金交付要望書
- ・事業実施計画書（別記様式第1号）
- ・添付書類
 - ① 事業経費内訳書（別添1）
 - ② 誓約書（別添2）
 - ③ 会社概要が分かる資料（パンフレット等）
 - ④ 定款の写し（資料がない場合は、組織の代表者、規約等の分かる資料）
 - ⑤ 直近1期分の決算書（貸借対当表、損益計算書等）
 - ⑥ その他補足資料

(2) 提出先・問い合わせ先

〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
熊本県 食のみやこ推進局 熊本県庁本館9階 担当：高辻、杉村

電話：096-333-2874

E-mail: miyakokyokutsuki@pref.kumamoto.lg.jp

(3) 提出締切り

令和8年(2026年)5月7日(木) 17時 ※必着

6 スケジュール案

1. 事業実施計画書等の提出	令和8年5月7日(木) 17時 ※必着
2. 審査会(対面)	令和8年5月13日(水)(予備日5月14日(木)) 場所: 県庁 ※応募者には出席いただき、20分程度で事業計画内容の説明を行っていただく予定です。 ※開始日時、場所等は個別にお知らせします。予備日も含めて対応できるようご準備ください。なお、災害その他やむを得ない事情等により審査会の日程を変更する場合があります。
3. 内定(採択・不採択通知)	令和8年5月下旬頃(予定)
4. 交付申請書提出	令和8年5月下旬頃(予定)
5. 交付決定(事業開始)	令和8年6月上旬頃(予定)
6. 実績報告(事業完了)	事業完了の日から1か月を経過した日又令和9年3月31日のいずれか早い日
7. 補助金支払い	令和9年3月下旬 ※必要に応じて概算払を行います。

7 審査基準等

(1) 審査基準

以下の項目について審査し、採択事業者を決定します。

項目	内容
1 実施体制 (20点)	過去の類似実績等を踏まえ、業務遂行に十分な知識・経験・ノウハウを有しているか。
	県内事業者と県産品について広くネットワークと知識を有し、事業遂行上の人的体制が十分に整っており、スケジュールは無理がなく、円滑に業務が実施できるものになっているか。
2 計画内容 (70点)	事業計画内容は本事業の趣旨に沿って立てられているか
	事業内容に独自性や創意工夫があるか
	事業波及効果が最大限となるような仕組みとなっているか
3 経費の妥当性 (10点)	予算の範囲内において、提案内容と整合性がある経費が適切に見積もられているか。

※審査経過に関する問い合わせには応じられません。

(2) 通知

審査結果及び交付申請の手続きにつきましては、食のみやこ推進局から通知いたします。

8 その他の留意点

補助事業として採択された場合は、以下につきましてご了承ください。

- (1) 交付決定を受けた後、事業費の30%を超える増減や事業実施主体を変更する場合もしくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。
- (2) 補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。
- (3) 補助事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」に違反する行為等（例：他の用途への無断流用、虚偽報告など）をした場合には、補助金の交付取消・返還、不正の内容の公表等を行うことがあります。